

## トヨタ看護専門学校 自己点検・自己評価（平成30年度）

はじめに

専修学校における学校自己評価においては、平成19年の学校教育法および学校教育法施行規則の改正に伴い、自己点検・自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化されました。

本校においては、教育の質の向上を目的とし、自己評価委員会を立ち上げ、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を用いて自己点検・自己評価を行っています。

### 1. 自己点検・自己評価結果

「看護師等養成所の自己点検・自己評価指針」に基づき、I～IXの9つカテゴリーとその下位項目（125項目）を、3段階評価で評価しました。

<評価基準>

3：当てはまる

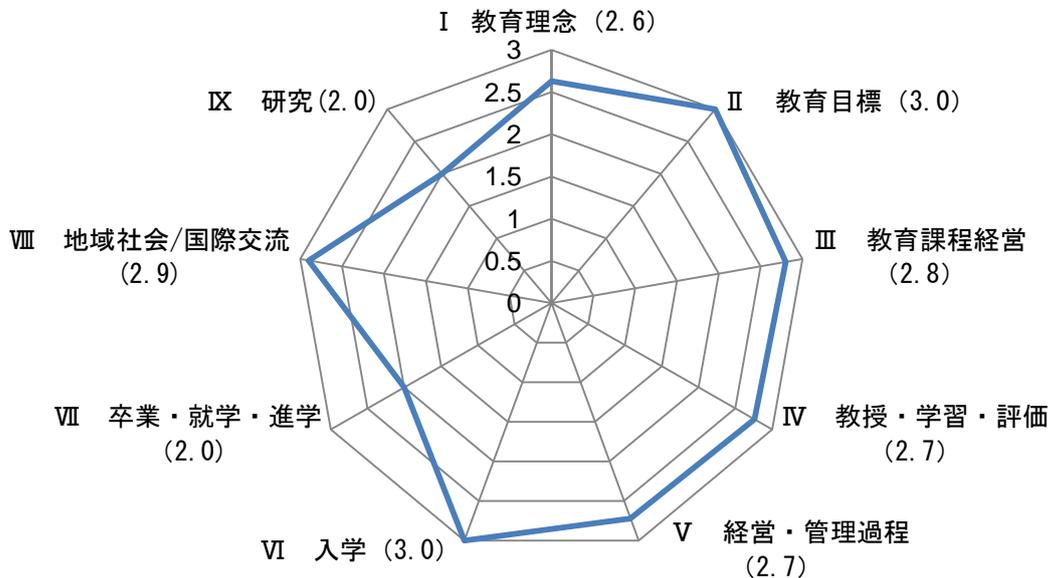
2：やや当てはまる

1：当てはまらない

### 平成30年度評価結果

カテゴリー(項目数)	平均点
I 教育理念 (11)	2.6
II 教育目標 (7)	3.0
III 教育課程経営 (31)	2.8
IV 教授・学習・評価 (18)	2.8
V 経営・管理過程 (36)	2.7
VI 入学 (2)	3.0
VII 卒業・就学・進学 (8)	2.0
VIII 地域社会／国際交流 (10)	2.9
IX 研究 (2)	2.0
総項目数(125)	2.6

## 平成 30 年度 学校自己点検・自己評価



### 2. 本校の課題

平成 30 年度の自己評価結果から、総平均点が特に低かったカテゴリーは、「VII 卒業・就業・進学」と「IX 研究」の 2 つである。いずれも、総平均点が 2.0 点という低評価となった。

「VII 卒業・就業・進学」においては、卒業生の就業先との情報交換や卒後に技術演習のアンケート調査を行い、卒業生の就業・進学状況の情報把握に努めている。しかし、ディプロマポリシーを掲げておらず、教育理念・教育目的・目標との整合性が明確ではない。今後、卒業生の動向を追跡調査し、その分析結果から看護実践能力を評価する。さらに、ディプロマポリシーを作成し、教育理念から一貫性・整合性のある教育内容を検討していく必要がある。

「IX 研究」においては、研究活動の支援体制は整っているが、時間的保障がなく研究への取り組みが行えていない。今後、全教員が研究活動の意義・目的を認識し、活動に取り組めるよう文化的素地を整える必要がある。

その他、総平均点が高評価となっている項目もあるが、不足している授業評価や学生アンケート・教職員アンケートを実施し、分析結果を教育活動に反映しながら、教育の質の向上に努めていくことを課題とする。